

令和4年第3回津南町議会定例会会議録

(9月12日)

招集告示年月日		令和4年8月29日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和4年9月8日午前10時00分			閉会	令和4年9月16日午前10時42分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野徹	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	不・欠	12番	草津進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井直		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	村山詳吾	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	保坂晃久	班長	鈴木真臣	
会議録署名議員		6番	江村大輔		10番	栞原洋子	

[付議事件]

(9月12日)

- | | | |
|-------|--|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第43号 | 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 津南町まちなかオープンスペース設置条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第45号
議案第46号
議案第47号 | 令和4年度津南町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第4 | | 令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | | 令和4年度津南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 認定第1号
認定第2号
認定第3号
認定第4号
認定第5号
認定第6号
認定第7号
認定第8号 | 令和3年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | | 令和3年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | | 令和3年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | | 令和3年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | | 令和3年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | | 令和3年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | | 令和3年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | | 令和3年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

本日の欠席届者は、5番、桑原義信議員です。
これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第43号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第43号についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（桑原 悠）

それでは、議案第43号について、提案理由の説明を申し上げます。
妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、令和4年10月1日施行予定の事項について、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和等に係る所要の改正を行うものです。
細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。
13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

なかなかよく読まない和理解できないような内容なのですけれども、非常勤職員という表

現があります。これは、会計年度任用職員のことを指しているのかどうかということと、それと、もう少し私も勉強してくればよかったですのですけれども、要は、この条例変更が正規職員の育児休業と同じくなるのか、それとも、どう違っているのか。簡潔な説明でいいのですけれども、教えていただきたいと思えます。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

臨時職員には、会計年度任用職員が入っております。津南町では別に任用しておりませんが、任期付職員というのがあります。これについても併せて規定するために、臨時職員ということで、ひとまとめにさせていただいているところでございます。

それから、細かい規定は、もしよろしければ後ほど御案内させていただきたいと思えますけれども、正規職員とは一部異なる部分があるのですが、より正規職員の取得に近づくような内容に変わったということになります。より育児休業を取得しやすいような環境を会計年度任用職員にも適用させていただくというような内容となっております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 43 号について採決いたします。

議案第 43 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 2

議案第 44 号 津南町まちなかオープンスペース設置条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 44 号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 44 号について御説明を申し上げます。

今年度、町の中心部の商店街に新たな人の流れを生み出すための拠点として、津南町まちなかオープンスペースを整備させていただくことから、開館時間や利用方法、使用料等について、条例で定めさせていただくものであります。

細部につきましては、観光地域づくり課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいた

します。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

この提案理由に当たりまして、町長は、新しい人の流れを作り出すというようなことで、今説明をされましたが、その観点からお伺いいたします。特に、開館期間、休館日についてお伺いいたします。

このまちなかオープンスペースを建設するに当たり、津南中等教育学校の子どもたちとのヒアリングをしたというような話を以前聞いたのですけれども、そのなかで、休館日等については何か話が出たかどうか、お伺いいたします。

それから2点目。この施設は、今、人の流れというようなことがありましたけれども、町民の皆さん方、あるいは生徒の皆さん方が利用するという可能性があるかと思います。そうしたなかで、大勢の皆さんから利用していただくことが非常に大切だと思いますけれども、この火曜日、水曜日、連続して2日間、平日に休むということは、かなりの利用者にとっては不便があるのではないかと思います。したがって、少なくとも新しい流れを作るということであれば、せめて週に1日か、平日、子どもたちが使うということになれば、休みの土日にするとか、そういったことが必要なのではないかと。それが2点目です。

それから、3点目です。この休館日について、2日ということになると、平日は3日しかないのですけれども、特に冬場の寒いとき、中等教育学校この子どもたちも使用するかと思いますが、そういったことはしっかりと考えられたのでしょうか。

それから、今回これを議決をして、もし可決されたとして、この前の全員協議会での説明の時に、経過期間として、一、二か月様子を見て、また、この火曜日・水曜日の休館日については見直しをというような話が出たと思うのですけれども、その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

今回のことにつきまして、中等教育学校のヒアリングの中で休館日についても聞いているかということなのではございますけれども、ここのところについては、特に今の段階で中等教育学校の生徒

たちからは話を伺っているわけではございません。ただ、議員おっしゃるとおり、子どもたちの利用がかなり見込めるところもありますので、当面の間、運用の中で様子を見させていただいて、できる限り開館をしていけるようなかたちはとっていききたいと思っております。

それから、2番目の火・水曜日という利用が不便ではないのかということでございます。働き方改革というなかで、週2日ぐらいの休館日が必要かと思っておりますが、現段階で取れる人員の体制的になかなか厳しいのかなというところもありまして、現在、そういう体制をとりましたけれども、運用がうまくいくようであれば、週1ということも考えられるかなとは考えております。土日が良いかどうかというのは、実際の運用を見てみないと、どの日が利用率が高いのかということがまだ分かりませんので、こちらのほうについては、利用統計を取りながら、新しい運営については考えていきたいと考えております。

それから、当面の間の様子見なのですけれども、現行の職員体制のなかでどこまでできるかというところを精査しておりまして、できる限り開館すぐの間は、かなり大勢のお客様から御利用いただけるのかなと思っておりますので、様子は見たいと思っております。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

今、様子を見てということなのですけれども、今回、これを可決したとして、その様子を見るということについては、はっきりと何か月の間の何か月間とか、やっぱりそれを言うていただかなければ、様子を見るといっても、これは条例ですから、可決されればこのとおりにやらなくてはならないわけです。そこをどう考えるのか。これから冬場に向かって、いろんな要望も出てくるかと思うのですけれども、そういったものをしっかりともう一度見直して、この条例については、少なくとも12月に改正しますとか、そのぐらいまで覚悟を持って期間を切って様子を見るということによってやっていただきたいと思っておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

そのように向かいたいと考えております。少なくとも12月の議会前の全員協議会の中では、実際の運用がどうであったかという御報告はさせていただいて、そのなかで条例改正が必要であれば、また御提出させていただきたいと考えます。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

では、もう一度。今、課長が答えましたけれども、町長もそれで理解したということによろ

しいですね。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

このまちなかオープンスペースに限らず、町の管轄下にあります公共施設、職員の働き方改革も踏まえまして、日数をその都度見直していくということは必要だと考えております。というのも、職員の私生活に影響がおよんだり、実力以上のことを行っているということも見受けられないばかりではない現状でございます。町民の皆さんの町民ニーズになるべく応えたいという思い、また、その一方で、持続可能な職員体制の中で町を経営していくという、その両立を果たしていきたいと基本的には思っております。現状は、今回のこのまちなかオープンスペースに関しましては、この条例の元で当面はやらせていただいて、様子を見ながらというふうな話をさせていただきましたけれども、当面はこの決まりでやらせていただきたいと考えます。大地の芸術祭も同じような考え方のなかで、火曜と水曜、芸術祭の作品の鑑賞はお休みをさせていただきます。この芸術祭の運営の仕方、非常に今後の町の公共施設の経営にも参考にできるものと思っております。中等教育学校の子どもたちの雨避け面ということに関しましては、また議員の御指摘いただきましたので、どのようなことができるか、考えさせていただきますと思います。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、1点目、この名称のところで、まちなかオープンスペーステレワーク施設とありますが、このテレワーク施設というのを条例のあらゆるところで、この施設を表現しているわけなのですが、条例を直接、町民が目にするわけではないですけれども、本来のこの目的というのは、町民が気楽に立ち寄れる交流拠点施設ということが目的だというふうに私は理解をしていたのですが、これは、補助金の関係でテレワーク施設という表現にしなければならないのか。もう少し町民が気楽に皆立ち寄って、本当に交流ができる、バス停の近くに良い建物ができたと思える施設になるのか、そこがとても気になっています。これは、条例は条例として定めなければならないし、守らなければならないものだと思いますが、この内容を見た限りでは、どうも町民が楽しく集う場所という感じは受けないのですが、実際にそういうふうに行っていくという気があるのか、どういう手法でそういうふうに進めていくのか、そこの辺りを伺います。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

テレワーク施設につきましては、石田議員から御指摘のとおり補助金の絡みもありまして、このような表現をさせていただいております。今日、工事業者から引き渡しを受けるのですけれども、それに当たりまして、オープンスペースのサイン看板等も実は整備させていただいております。ここには、日本語では、「津南町まちなかオープンスペースだんだん」という愛称を付けさせていただきましたが、このような表記のみになりますので、町民の方は、直接はテレワーク施設という文言を目にされることはほとんどないのかなと。ただ、英語表記の中でテレワークという言葉を使わせていただいて、例えば、町外の方が観光に来た際に、どこかで仕事ができる場所がないかなというときに、ここを御紹介させていただくというかたちになりますので、そのようなかたちでの利用ということもありまして、テレワーク施設という言い方をさせていただいております。本当に町民が気軽に立ち寄れるような施設になるのかということなのですけれども、我々としては、積極的に御利用いただいたり、そのために様々な仕掛けをしていく。例えば、定期的な会議とか会とか、イベントみたいなものをやれると良いかなというふうには考えております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

テレワーク施設というのは、町民の目に触れるような直接外部には出ないというか、表現はしないで愛想のだんだんで表現をしていくということで、それは理解できました。ただ、本当にこの条例の中身を見ると、どこが町民のためなのだろうと思える中身なのですよね。強いて言えば、事業の内容が「町民及び障害者の交流拠点として、まちのにぎわい創出に関すること」、これがあるくらいで、六つある中で、本当にほとんど町外者のための施設なのかなと思えるところが非常に大きいです。スペース的にもかなりそういった施設のほうが広がっているという、貸事務所というか、そういうスペースが非常に大きくなっているように見受けられます。私は、本当にこの施設、最初のスタートは、町民が気楽に立ち寄って情報交換する場所で、それは必ずしも若い人だけではない、高齢者もバス待ちであったり、もちろん高校生もバス待ちであったり、そういう施設が必要だということからこれがスタートしたというふうに理解をしているのです。もちろん補助金は大事です。補助金に縛られて、少し方向性がずれてきているのかなと受けとめられるのです。その辺りを、本当に町民のための施設にさせていただきたいと思いますが、もう一度、その辺りの覚悟をいただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員の御指摘、大変有り難く思っております。議員の望まれる、そうした町民の交流の場になるものと私は確信しております。今回、ハード整備でしたけれども、「そればかりではないんだよ、きちんとソフト面の運営のところをしっかりと考えた上でのスタートだよ。」というこ

とは、春先、指示を出しております。どのように人の流れを作っていくか、人の流れがあつてハードが規定されていくような、そうしたまわし方をこちらのほうで考えておるところでございます。また、これを第1弾といたしまして、より町の中で、町民の皆様が触れ合いの場を持つことができるように、第1弾、第2弾、第3弾と続いていきますように、このひとまず第1弾目、ぜひ成功させていきたいと考えておりますので、また議員からもいろいろ御指摘をいただきたいと思ひます。なお、これ一つで町民のニーズが満たせるものとは当初から考えておりません。町のいろいろな施設、様々な機能を持っております。そうしたなかで、それぞれの施設がこれからより良くなるように、こればかりでなくて、しっかりと施設のマネジメント、ソフトの面、きちんと図っていききたいと思ひております。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

2点について、ちょっと教えてください。

今ほど、石田議員のほうからもありましたけれど、このテレワーク施設のことであります。この条例を見ますと、16条でしょうか。テレワーク施設の部分を利用する方々、会社だと思ひうのですけれども、その方の、その会社を今度は町が指定管理者というのを利用されると、ここにうたつてあるのですけれども、町が指定管理者として、その会社の営業、経営も含め支援をするということだと考えてよろしいですか。それが1点です。

それから、大変この施設は5,000万円からの施設でありまして、町が1,000万円ちょっと町のほうの一般会計から出されるわけでありまして、これの家賃とか支払い、電気とか水道とかの光熱を含めまして、町はこの施設に対しての、施設全体の維持管理費というのは大体どのぐらい見ているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、指定管理につきましては、現時点で想定はしていません。というのは、まちづくり法人ができれば、そちらのほうの指定というものも考えて、委託というのも考えてはいたのですけれども、現段階では特に今後の予定の中で管理運営は考えていこうかなということで、当面は町直営というかたちで考えております。今後、そういった指定管理にふさわしい団体ができれば、その都度また御相談、議会のほうには御報告させていただきながら進めていきたいと考えております。

それから、年間の支出についてなのですけれども、すみません、細かな数字を持っていませんが、家賃とかにつきましては、前回、御説明させていただいたとおり年間50万円。あと、除雪費等を合わせて60万円ぐらいというかたちになります。それから、光熱水費等は、実際これから運用をしていくなかで決まってくるのかなと思ひておりますけれども、100万円から200万円程度かなと思ひております。

議長（恩田 稔）

9 番、吉野徹議員。

（9 番）吉野 徹

課長、私もこの指定管理者制を取り入れるのはちょっとおかしな話だなと思っています。

それから、今、維持管理費が大体 100 万円から 200 万円というお話いただきましたけれども、大変大きな金額になりますね。100 万円と 200 万円は倍近く違っておまして、これからずっとそのお金が何十年も掛かってくるわけでありますので、そういったことにつきまして、できるだけ維持管理費を掛けないように、もちろんこの維持管理費というのは、その使用する方々から使用料としてもらった金額を引いた金額だと思うのですが、この歳入につきましては、使用料として大体どのぐらい見込んでおられますか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

今回の使用料に関しましては、試算をしてみた結果、恐らく 100 万円程度になるのではないかと考えております。

議長（恩田 稔）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

では、2 点ばかり。

石田議員と吉田議員の御質疑はごもっともでございます。ですから、例えば、先ほど言った収支計算、私どもに示していた収支計算書についても、はっきり言って収入の金額はもう出たわけですから、当然ある程度の試算というのを我々に提出すべきだろうと思います。収支状況について、今後、どのようなかたちで私どもに示していかれるのかということも 1 点。

それから、あそこは中等教育学校生が一時的に使うわけですが、町民の方々、お子さん方を連れたいお母さん方のための駐車場スペース、今の前のほうにある駐車場の一角を壊すということを聞いたのですけれども、その具体的な壊す方策について、時期的なものを含めて、2 点ばかりお聞かせください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

全員協議会からこちら私のほうも時間がございませんで、そちらの計算書を御提出させていただきだけの準備が整ってなくて、大変申し訳ございません。早急にこちらのほうは議員の

皆さんにでき次第お配りしたいと考えております。

それから、駐車場スペースの件なのですけれども、大変申し訳ございません。まだこの取り壊しについては取り壊してもいいかなというぐらいの話でしかなくて、現在ではまだ決まっておられません。現行の駐車場を利用させていただくというかたちで考えております。

議長（恩田 稔）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

駐車場がなければ、なかなか利用はできないのですけれども、あそこにスペース半分ぐらいはもう朝一でみんな埋まっています。あそこら辺に会社がありますし、いろんな勤め先がありますので、もう半分以上埋まるのですよ。そこにまた更にそういう方々が来て駐車をするというのはなかなか難しい。すぐそばの、まさか店に駐車というわけにはいきません。ですから、あそこ建物を撤去しなければ、それなりの駐車場がありません。それでなければ、町民の皆さん方は、ここを利用するなんていうことはなかなかできません。子育てのための施設ということであれば、やはりそういうものは前向きに早急に考えるべきだと思います。もう一度はっきりと、では、今年中に撤去するのか、来年の春にはするんだよというように、ある程度の前向きな見通しをお聞きします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まちなかオープンスペースをバスの雨避け等に使うというか、そういう方も御利用いただけるのかなということでは当初考えていたのですけれども、定休日がこれで確定したとすると、その間のバス待ちの方々はどこで待機するのかという問題が生じてくるかなというところもありまして、この休館日等の設定がはっきりした段階で取り壊し等については検討していくかたちになるかと思っておりますので、また12月議会の中で、そちらのほうは協議して御報告させていただければと思います。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

職員体制についてお聞きします。町長は先ほど、持続可能な職員体制というふうにおっしゃっていましたが、2日の説明では、職員3人、4人ですか、はっきりしなかったなので、その体制の中身を教えてください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

現在、町職員を1名派遣する仕組みを考えておりますし、そのほかに、現在の観光協会の観光案内所にいる職員も併せてこのシフトの中に組み込んでやりたいと考えております。それから、ほかの地域おこし協力隊若しくは地域おこし企業人、こういった制度を利用しながら順次シフトを増やして行って、開館時間をできる限り取っていきたいと考えております。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

今いらっしゃる職員の方1名と観光協会の職員を1名取り込んで、そのほかに地域おこし協力隊員ということだそうですけど、今いる職員を1名、まちなかオープンスペースのほうに派遣というか、行くということになると、その部署で人員不足は出ないのでしょうか。また、観光協会のほうも1名取られて影響はないのか。地域おこし協力隊を配置する予定が本当にあるのか。非常にこの辺をはっきりしておかないと、時間外もあるわけですよ。7時半までですか。その間は、どういう方がそこにいらっしゃるのか。また、休日も使用可となっていますけれど、休日も職員がそこに滞在するのか。教えてください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

現在、観光協会の職員が2名おりますので、この2名と、それから、DMO推進室の職員とでローテーションを組みながらやっていくというかたちになります。不足している時間帯も当然出てくるかと思いますので、ここを課の職員が応援に入るといったことは考えられるかと思いません。休日の貸し館というところなのですけれども、そこは逆に開けて利用者の方に貸し出しをするだけなので、開錠と施錠だけの話なので、課の職員でそこは対応できるのではないかと、うふうに今想定しております。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

どうもその職員体制もはっきりしないのではないかなと思うのです。どういう仕事をそれぞれされるのか。3人も4人も日中、本当に必要なのか。そうではなくて、交代で1人か2人しかいないということなのです。時間外で使用する場合も、開錠・施錠だけかもしれないですけど、そういうのもきちんとやっぱり勤務体制というかをはっきりしておいたほうが良いかと思えます。どうもこの条例を見るとはっきりさせない、よく分からない部分があります。指定管理のほうも想定していないようなことをおっしゃったり、心配なのですけれど、しっかり

と条例を作る以上は中身を吟味して、ちゃんと体制を考えて作っていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いろいろと御心配を掛けて申し訳ございません。職員体制のほうは、今年4月に、このまちなかオープンスペースが整備できることを予定して、観光地域づくり課を1人増にしておりますので、その部分、まちなかオープンスペースに行っても課内の業務については、そう影響はないのかなと考えております。

職員体制でございますけれども、職員1人の1日の勤務時間が7時間45分ですので、そのシフトでやっていく予定で、会議が急に入ったとかそういうものを抜かして、超勤のほうはなるべく出ないように今シフトを組んでいるところでございます。

指定管理者については、できる規定でございますして、指定管理者にふさわしい団体がいたら、このできる規定で指定管理者を置くこともできるということで、当面は直営でさせていきたいというものでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

二、三点お伺いします。

まず、第8条の「テレワーク施設を使用許可しないことができる」というのに、（3）で、暴力団など反社会的集団には貸さないというのはごもつともな話なのですけれども、今、国会等で問題になっているカルト的な反社会的宗教集団、これはなぜ盛り込んでおらないのか、1点。

それと二つ目は、今、休日の話を何人かの方がされましたけれども、週休2日みたいなかたちで当面スタートするということなのですが、町長の答弁で、いわゆる働き方改革と家庭生活に影響が生じないようにそうしているのだという、そうしたいという話があります。そういうことであれば、教育委員会の管轄している図書館、これは、ほとんど365日休んでいない。休んでいないという表現はおかしいですけれども、ゴールデンウィークもない、お盆休みもない、正月休みが1週間ぐらいあるだけです。そういった考え方で人をローテーションしている図書館、サービス業ですよ、私は町営のサービス業だと思っています。片方では、町長は非常に職員思いの良い考えをしているな、働き方改革だとか家庭生活に影響が出ないように、そういうふうに休み設定を。片方では、ほとんど土日もなく、連休もなく、開館しているわけですよ。その辺の違いというのはどういうふうに考えているのか、お伺いします。

それと最後に、人員の件で、先ほど村山議員が収支ということで大体100万円から200万円ぐらいだろうというふうなことをおっしゃいましたけれども、今、副町長の答弁で、このオープンスペースのために観光地域づくり課で1人採用しましたということは、人件費も増ということですよ。中の人件費でやりくりするのだったら人件費は増えないと思うのですけれども。

1人分の人件費、新人であれば年間300万円も行かないと思うのですけれども、それも私は増だと考えています。

その3点、カルト的な宗教集団など入れていないのか。図書館とその辺の違いが、働き方改革などと言っているけれども、全然違うけれどどうなのか。それと、今の1人の人件費が実質的に増ではないかということ。その3点について、お伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1番目、カルト的集団の使用許可なのですけれども、これについては、第1号若しくは第4号で規定できるかどうかと、ここの施設だけではなくて、当然、設置条例を定めているのが公民館とか総合センターとか、いろいろ設置条例があるなかで、そこにも当然盛り込まなければならない、もし必要であれば、盛り込まなければならない項目だと考えておりますので、そこは全体的な施設の設置管理の条例を見渡すなかで、必要であれば、一斉に整備しなければならない問題なのかなと今捉えているところでございます。

あと、ほかの公民館等の職員の働き方。公民館等、土日等やっておりますけれど、そこで働いていただいた分は振替休日ということで、ほかの曜日に休ませるように徹底しているところでございます。

3点目です。そのために採用したのではなくて、全体を採用したなかで、観光地域づくり課を1人増やしているところですので、御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

全般に影響するから検討する必要があると、カルト的な宗教集団はやっぱり国会も動いていますので、早急に整備する必要があるのではないかと思います。

それと、今、教育委員会の管轄の図書館については、ローテーションでやっています。1人は振替休日です。今、まちなかオープンスペースも3人ぐらいでローテーションでやるということですから、土日や休みに出た人は代休を取らせるという、1人でやっているのは別ですけれども、それはローテーションでできるのではないかと思います。その二つです。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

この条例で設置するに当たって、ほかの市町村、それから、町の条例を参考にして作っています。その中でカルト的なものについての規定というのがまだ曖昧というか、非常に規定が難

しいかなというところもあって、今回は「町長が認めるもの」というようなちょっと曖昧な表現になっているのですけれども、これが国のほうとかで、ある程度、こういう文言で規定をしていくコンセンサスが出てくれば、恐らくそこら辺も盛り込むということはできるかと思いません。現段階で、うちが冒険して、そこまでのところはなかなか盛り込めなかったというのが実情でございます。

それから、図書館なのですけれども、月曜日休館日で動いていますので、その中でのローテーションについてはやらせていただきたいと思います。今、月曜日ではなく違うかもしれませんが。確かに、できる限りまちなかオープンスペースのほうも交流拠点としてやっていければというところがありますので、町の施設のほう、当然全てが収支に影響があり、なるべく行政コストを抑えながらやっていかなければならないところではあるのですけれども、人件費等もできる限り負担を掛けないような体制を取っていけるように、これからいろんな採用を考えていきたいと思えます。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

3点、お願いします。

一つ目は、第7条にあります使用申請許可についてです。町民の方々が利用する場合に、交流スペースとコワーキングスペースは無料ということで、この使用申請というのは、イメージ的に文化センターや総合センターのような、紙を書いて提出申請するということなのかということ。それは、当日行って書くというイメージなのか。文化センターや総合センターのように3日前までに出してくれというふうになっている事前の申請なのかというのを、1点目にお聞かせください。

あと、2点目ですけれども、10条の使用料の免除の各団体のところですが、別表の使用料の最後にありますけれども、この全部が免除になるのかということもお伺いします。

最後、3点目です。先ほど来、皆さんおっしゃっていますけれども、指定管理者について、できる規定ということなのですけれども、数字の試算も同じように、どういう状況になったら指定管理をするというのを考えているのか。

その3点をお聞かせください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、1点目の申請についてなのですけれども、例えば、ミーティングルームであるとかサテライトオフィスであるとかといった申請書を書いてもらう際に、この利用申請書が利用者の登録というかたちを取っていきたくて考えております。申請の申込みを何日前までかということなのですけれども、利用者側の目線からすると、できる限り直近のものが良いだろうということは当然、我々も思っております。ある程度、予約制みたいなのところもやっていかない

と、バッティングする可能性は当然ありますので、空いてれば当日でも利用できるようなかたちで考えております。ただ、休館日の設定に関しては、事前に御相談いただくかたちになるかどうかと思っておりますので、こちらのほうは本当に3日前が良いのか2日前でも可能なのかというところは、現在、もう1回再検討しているところでございます。

あとは、指定管理者と収支の見込みについてなのですけれども、現在、指定管理を受けていただける団体があるかどうかというところも含めて検討しております。収支の見込みがある程度めどが立つ段階で、こちらについてはやっていければと思っております。ただ、来年4月当初から、それができると言われると、現段階ではまだ要検討かなと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

再度確認なのですけれども、ということは町民が通常、交流スペースやコワーキングスペースを使う場合には申請がいらぬということによろしいかということと、あと、条例上テレワーク施設というふうになっているのであれば、やっぱりアプリとかで管理できるような、そういう仕組みも考えていただいたほうが良いのではないかなというふうに今話を聞いておりました。

あと、先ほども質問したのですけれども、10条の免除は、全ての使用料が免除になるのか、再度お聞かせください。

指定管理については、収支の見込みをまた考えたらということと、そういう団体があればということですが、今の段階でかなり収支は見込めないような体制になっているのかなと思いますので、また引き続き検討いただければと思います。

なので、2点、またお聞かせください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず、テレワークはアプリ管理が良いのではないかなという御提案ですけれども、我々もそれができるかなということで、いろんな方策を考えて、現在ではちょっとまだ資金等の関係もありまして紙ベースでの管理になりそうなところですが、当然、ほかの施設の管理方法とも併せまして、できる限りこういったものをうまく活用した方向を考えていきたいと考えております。

それから、すみません。回答していなくて申し訳なかったですけれども、10条の使用料の免除に関しては、とりあえず全てのものが対象となるということでございます。交流スペース、ミーティングルームにつきましては、通常の時間帯に使用する分には申請等は必要ないということをお願いいたします。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

最後になりますが、今ほどの10条の件で、全て使用料が免除ということになると、例えば3年間、できた団体が仮に1年目を迎えたときに、ずっとここを使うとなるとかなりの金額の収入を見込めなくなるのかなと聞いていたのですけれども、それでも、例えばですけれど、1年目の団体が入ったときには、2年間、これは全部無料という意味でよろしいのでしょうか。最後、お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

一応、条例に沿って免除をしていくということになりますと、そういうことは規定しております。この期間等につきましても、場合によっては増減等、どういった管理体制が良いのかということは見込んでいきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

この施行期間が10月1日ということで迫っているなかで、大変時間がないなかでございませぬけれども、その反対討論をさせていただきます。

今、新しい人の流れや交流拠点、町民との触れ合いの場ということで、今回、大きな目的を持ちながら、設置をするということで、町民からいかに利用していただくかということが私は基本であると思います。そうしたなかで、この1週間の間に平日連続で2日休館するということは、非常に町民の利用の面からおいても、影響が大きいものと私は思います。もちろん、職員の働き方改革、そして、職員の暮らしを守るということは大切でありますけれども、やはりしっかりと調査をするなり、あるいは職員体制を少なくとも2日休みではないように体制を整える努力をするなり、そうしたことを約束してほしかったのですけれども、町長からは、そういったことは聞かれませんでした。したがって、町民の皆様方の利用を考えると、私は、週2日連続休みとすることについては、誠に疑問があると思いますので、本案に反対の立場から討論をさせていただきました。

以上であります。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

今回、上程している条例改正についてでありますけれども、このまちなかオープンスペースには、もう 3 年前に津南未来会議という 49 人の若者たち主体で会議をして、町に要望を出した施設でございます。したがって、今回、討論、質疑の中でいろいろ問題はありますけれども、私は、やはり若者たちが考えた施策、これの一つぐらいは実現させてやりたい、そんな思いであります。いろいろ収支の問題とかあるかもしれませんが、なお一層効率化というか、収支の削減を目指して、町民の人たちが触れ合える、にぎわいのある施設になることを期待して、私は津南未来会議の提言を、悪い言葉で失敗しても良いからという表現はおかしいかもしれませんが、一つはやっぱり叶えてあげたい、考えてあげたいという気持ちで、賛成討論といたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 44 号について採決いたします。

議案第 44 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 7 名、非起立 5 名）—

賛成多数です。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

換気のため、11 時 15 分まで休憩いたします。

—（午前 11 時 05 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午前 11 時 15 分）—

日 程 第 3

議案第 45 号 令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 9 号）

日 程 第 4

議案第 46 号 令和 4 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 5

議案第 47 号 令和 4 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 45 号から議案第 47 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 45 号から議案第 47 号まで一括して御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の増。歳出で、十日町地域広域事務組合負担金の増、電算処理委託料の増、温泉分析業務委託料の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税に係る事務雇報酬、事務委託料の増、基幹統計調査に係る予算の組換え、十日町地域広域事務組合消防費負担金の増、新型コロナウイルス感染症検査委託料の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の介護保険低所得者保険料軽減負担金前年度追加交付金の増、介護保険特別会計繰入金の増、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の増。歳出で、前年度各医療費関係の国・県負担金補助金の返還金の増、介護保険特別会計繰出金の増、クアハウス津南修繕料の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、農業振興基金繰入金の増、補助金返還金の増。歳出で、山村振興事業負担金の増、飼料価格高騰対策事業補助金・農村環境整備事業補助金及び土地改良区経常賦課金補助金の増、山伏山キャンプ場修繕料の増、補助金返還金の増などがございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、まちなかオープンスペース利用料の増。歳出で、旧外丸小学校修繕料の増、継業支援業務委託料の増、中小企業人材育成事業補助金の増、地域情報発信力強靱化事業委託料の増、(株)良品計画連携事業委託料の増などがございます。建設課関係では、歳出で、県管理井戸町道分負担金の増、住宅改修事業補助金の増でございます。

教育委員会関係では、歳入で、苗場山麓ジオパーク栄村負担金の増。歳出で、保育園広域入所委託料の増、複写機使用料の増、総合センター修繕料の増、なじょもんに係る公園管理委託料・原材料費の増、ジオパーク整備工事費の増、スポーツ推進委員全国大会参加費負担金の増などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、前年度分保険者負担金の増でございます。

介護保険特別会計では、歳入で、過年度介護給付費国庫負担金及び県負担金の増、事務費等繰入金及び保険料軽減費等繰入金の増、前年度繰越金の増。歳出で、システム改修委託料の増、国庫支出金・支払基金交付金等精算償還金の増、一般会計繰出金の増でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

—（午前11時 53 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

農林振興課長に 1 点であります。キノコ栽培施設がやめたということのなかで、補助金の返還がございますけれども、これは個人なのか、それとも組合組織なのかについて、お願いをいたします。

観光地域づくり課長に 1 点でありますけれども、旧外丸小学校の現状、進み具合について、お願いいたします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

キノコ栽培施設の関係でございますが、組合でございます。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

現在、リングロー株式会社様のほうで求人の募集をかけている状態でございますが、まだ町との契約には至っておりません。この後、文部科学省の許可が下りた段階で契約を結んでということになります。

議長（恩田 稔）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

キノコ栽培施設ということでもありますけれども、これはナメコなのかどうかについて。それ

と、まだ補助金をもらって年数がたっていないということで、300万円からのものを一括返納したのかどうかについて、お願いいたします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

栽培品目につきましてはナメコでございます。補助金返還額が高額だというのは、施設を直してから年数がたっていないということで高額になっております。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

農林振興課長に1点だけお願いします。歳入の5ページの一番下、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のこの金額が載っていますが、前回の説明でもありましたけれども、歳出のほうで11ページ、畜産業費、この内訳が飼料価格高騰対策事業補助金とありますけれども、コロナ対策の交付金については、私は、そういったコロナ対策のほうに使うべきだというふうに常々思っております。先般の一般質問でも、ある議員から、抗原検査キットを幅広くというような質問もありました。PCR検査の補助金を出したらどうかというような補助金についての質問もありました。私は、こういうところにこそ、これは使うべきだと思って質疑をするわけですが、問題があるのではないかと思うのは私だけでしょうか。まず、このことについて、この交付金を使うことについて1点だけ教えてください。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

コロナ禍における原油価格、また、物価高につきましても、新型コロナウイルス感染症対応の交付金が充当できるということで、国のほうからも文書が出ておりますし、それに沿った対応といたしております。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

説明はそうで分かりますけれども、この畜産農家に限ったことですよ、今回。私は、先般、産業建設常任委員会で作況調査を行いました。畑作についても、今回の豪雨で雪下にんじんがほとんど芽が出ていない、まき直しをした人もいる、そんな状況のなかで、春の収穫が皆無の状態を見ました。そういう所がもう当然出てくるはずなのです。また、稲作もそうです。こ

れは今、肥料高騰が出てきています。そのときに、交付金を当てにするような補助対策は取れるのですか。まず、それを。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

畑作及び稲作につきましても、今後、肥料高騰でございましたり、また、収穫状況、その辺も勘案したなかで対応策のほうは考えていきたいとは思っております。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

畜産農家なんて問題ならないほど、畑作・稲作の面積が大きいのですよ。頭数、1 頭幾らなんて出していますけれども。先、もしそうなってきた場合、1 俵幾ら 30 kg 幾らなんてことをコメの場合出せますか。とんでもない金額になりますよ。私はそこを言って、提案として、一般財源に財源変更したらどうですかと課長に言ったのだけれども、何がなんでも、このコロナ交付金を当てにした畜産農家への補助金をこれでこのまま行くのであれば、私は今回、反対します。

以上です。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

コロナ交付金の交付の要件については、今ほど農林振興課長が御説明申し上げました。資材高騰、物価高にも使えるということで、早々に早い段階から、そのように国から通知が来ております。今回、畜産ということでありまして。特に、乳牛のほうが春先から大きな影響を受けているというふうに報告を受けているところでございます。今回、より経営度の非常に厳しい所から物価高対策をやらねばならぬということで手をつけ始めているところでございます。水稲・園芸につきましても、津南町は農業立町でありますので、今後、物価高に対応した施策を検討し、早々に早い段階で補正対応させていただきたいと、そのように考えておりますので、皆様からはそのように御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

同じく飼料高騰対策なのですが、このコロナ交付金ですけれど、8 月、9 月分対策ではない

のですか。政府は、農業新聞とかを見ると、10月にまたこの高騰対策、飼料の高騰対策やほかの畑作なんかにも出るのでしょうか、また交付金があるということなのです。畜産、この乳牛の農家に聞いたのですけれど、今回、一時的に支援するだけなのか、また継続して支援してもらえるのか。ひと月に飼料代として、頭数によって違いますけれど、1か月100万円前後の飼料代が掛かるそうです。自分の家でトウモロコシを作っている農家もありますけれど、そうではないと、やっぱりウクライナのほうから入ってこない。穀類が入ってこない。そうすると、本当に国内での飼料代がとんでもない額に上がっているということで、一時的な支援策なのか、これから継続して支援していただけるのか、お聞きします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

今回につきましては、制度設計としては飼料の高騰分の年間額を算出させていただきました、おおむね4割程度を補助するという内容になっております。今後につきましては、飼料等の高騰状況等を踏まえまして、また検討していければと思っております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

2点ほど、今の畜産関係と介護保険の関係で質疑したいと思います。

私、いろいろ調査しますと、国というか県の補助金が、一般質問で言いましたように6月12日に専決処分しました。4億4,000万円、専決処分したのですけれども、畜産農家への飼料高騰緊急対策事業ということで、2億4,500万円計上しています。多分、これが交付されるのだろうと思いますけれども、県からの支援、支給されます。今度は津南町からも支給されるということで、二重の補助金を使用するわけですけれども、これでもきっと多分足りないのだろうなと思っています。県の支給は、配合飼料価格安定化基金というのがありますけれども、これを取り崩して、直接、畜産農家へ支給されます。内容はどうかというと、この安定化基金、1t600円、これの2分の1,300円を補助されます。これは約1億円でございます。足りなくて国も補填するそうですけれども、そんな内容で一般の畜産農家は補助金が出ます。ただ、今、町長が言いましたように、乳牛、酪農は非常に大変な状況になっておって、これは1t1万9,000円の飼料の約半分の9,000円ぐらい支給されるというような県の方針でございます。近々これも実現化してくるのだろうと思います。一方、町は、前回の全員協議会の説明を聞きますと、例えば、牛ですけれども、月1頭1万1,000円。乳牛が月1頭当たり6万円。豚が1頭月4,000円というような内容、間違っていたら御指摘いただきたいのですが、こういうような内容が示されております。何が言いたいのかというと、県は、飼料の購入に対して、その補填をするということなのだけれども、津南町は、牛・豚等の頭数分に掛けて支給されるということで、1頭分の飼料というのがどういうふうにリンクしているのか、どうもちょっとよく分からない。1頭当たり飼料は何kgなのか何t食べるのかというのが分からないのです。それが

分からないので、その辺の整合性はどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいということと、多くは牧草というのを食べると思うのですけれども、これは別なのかどうかということ。この辺をまず最初にお聞きしたいと思います。

それから、介護保険特別会計補正予算です。課長から御説明いただきました。そこで、どうしても分からないところだけお聞きするのですけれども、歳出で、国の償還金をもらい過ぎたから、1,061万9,000円、返還金を増やして返しますよと。ところが、一方では、繰出金が一般会計からいっぱいもらいすぎたので、1,300万円、一般会計にもお返しますよという支出になっているのですけれども、一般会計に1,300万円返すということは、逆から言うと、介護保険料の徴収が過多であったということだと解釈されるのですけれども、津南町の国民健康保険の人員は、約二千二、三百人います。あとは、協会けんぽとか、いろいろ会社で入っている保険もあると思うのですけれども、介護保険、これ45歳以上から徴収されるのですが、これだけ過剰に徴収されたという解釈でいいのかどうか。1人当たりどのぐらい過剰に徴収したのかどうかというのを、もし、お分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

以上です。この2点です。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

議員の申し出のとおり、飼料・価格高騰に対する県の場合ですと、基金団体のほうから直接農家さんのほうへ支払われるというかたちになります。あと、町のほう1頭当たりというかたちで積算をさせていただきましたのは、農家さんからのお聞き取りのなかで、飼料費が月額、例えば、あるA農家さんであると、令和2年9月が約70万円弱、令和4年の5月が95万円ということで、それを1頭当たりというかたちで割らせていただいて、1頭当たり月1万1,000円というかたちで算出させていただいて、年間1頭当たり13万2,000円というかたちで算出させていただいております。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

介護保険特別会計の補正についての御質疑でございます。こちらについて、歳出でまず償還金で国県のほうにお金を返しているということでございます。こちらにつきましては、大きく分けて地域支援事業といわれる部分、介護予防とか生活支援体制整備に関わる部分でございます。こちらについて、コロナ禍によりまして、当然、住民の集まるような機会、事業が実施できなかったということで、大幅に今回、返還が生じているということで、こちらのほうは御理解いただきたいと思っております。そのあと、繰出金ということで、最後、一般会計のほうに戻すお金ということでございます。内訳としましては、先ほど言った地域支援事業の町の負担分、それから、総務費として事務費等、当然、若干余るものがありますので、それから給付費等ということで、お返しをさせていただいているというところなんです。実際の額よりも多く繰り

入っていたということでございます。介護保険料が多かったのではないかという御質疑でございますけれども、今、基準額としては6,400円ということで頂戴しているところでございます。こちらについて、国の見える化という給付実績を基に、介護サービスがどんな状況だったというシステムが今現在見られるようになっておりますが、そちらで言いますと、現在、昨年度については、6,400円というのがほぼ基準額としてはちょうどいいぐらいの保険料だったというふうな、今のところ一応推計では出ているかなと認識しているところでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

介護保険のほうは理解できました。

畜産の支給なのですけれども、この頭数で、例えば牛が1万1,000円だとか、乳牛が6万円だとか、1頭当たり月に支給するよということだと、これに頭数を掛け算すると、総額月1,580万円ぐらいになります。例えば、1万1,000円を84頭に掛けたり、豚ですと4,000円を941頭かな、掛け算すると、トータルで1,500万円を超えることになります。そうすると、4,300万円というのは3か月分ぐらいかな、それに足りないぐらいなのですけれども、それが4割ということであれば、4倍すると12か月分ということ、そういった考え方でよろしいのですか。3か月しかこの4,300万円はもたないのだけれども、そうすると、月1万1,000円とか6万円とかいうのが、そういう表現ではないような気がするのです。これの4分の1にしなければいけないと思うのですけれども、何が言いたいかという、これは3か月分しか支給しないのですか、それとも1年支給するのですか、という計算のロジックを教えてください。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

先ほどの風巻議員の乾燥の牧草、先ほど申しあげました飼料代の中に農耕飼料と一緒に混ざっているものですから、ちょっと区分けはしておりません。今、御質疑の内容でございますが、乳牛であったら1頭当たり6万円ということで、総数で236頭で計算しております。1,416万円でございます。養豚農家さんにつきましては、1,000頭未満の農家さんが3戸いらっしゃるしまして、その分については対象が1,300頭ということで、1,000頭以上の方につきましては6戸いらっしゃるしまして、そちらが上限を設けさせていただいております、そのために2,920万円、そういうかたちで乳牛・和牛と養豚というかたちで制度設計したなかで4,336万円ということになります。あくまでも年間を通した肥料高騰分に対します4割補助というかたちでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

最後です。では、毎月、そのお金を畜産業に給付するということですか。けれども、年間一括でまとめてどんと給付するということなのでしょう。

議長 (恩田 稔)

農林振興課長。

農林振興課長 (太田 昌)

支給方法につきましては今後検討して、また農家さんのほうとも聞き取りをするなかで、支給方法は検討していきたいと思います。

議長 (恩田 稔)

7 番、石田タマエ議員。

(7 番) 石田タマエ

1 点だけ伺います。衛生費でクアハウス津南の修繕費というふうに先ほど御説明いただきました。ドア等々 2 件の修繕ということで伺いましたが、それぞれの金額を教えてください。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (野崎 健)

入口のドアが 12 万 6,500 円で更衣室の所のサッシに網戸を付けるのが 7 万 3,700 円ということでございます。

議長 (恩田 稔)

7 番、石田タマエ議員。

(7 番) 石田タマエ

クアハウス津南に限らず、いろいろ委託契約をしていると思うのですが、どの契約書の中にも、軽微な修繕は委託料の中に含まれるという確か契約だと思います。このように 2 件まとめて額が上がるからというようなやり方はおかしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (野崎 健)

クアハウス津南の修繕についての御質疑でございます。確かに協定の中で、議員御指摘のよ

うに管理施設の修繕については1件につき20万円以上のものについては町、いわゆる指定を出しているほうが実施をして、20万未満のものについては指定を受けている側が自己の費用と責任において実施をするというかたちで、協定は結ばせていただいているということは事実でございます。これが当然大原則でございます。管理施設の改築、増築等については甲乙協議の上実施ということのなかで、今回、合わせて20万円だったから、こちらのほうにあげたのではないかというふうな御指摘でございますけれども、そうではなくて、今回につきましては、1件については特に空気の換気対策という部分と、もう1件については、入口のドアということで、非常に危険が伴うということで早急の修繕が必要だと、改修が必要だということのなかで協議の上実施をさせていただいたというものでございます。当然、この大原則というのがありますので、今後につきましては早め早めの連絡をいただいたなかで、協議の上、原則に基づいて20万円未満のものについては指定管理を受けている事業者のほうから実施をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今、御説明いただくとケースバイケースのような意味合いで受けてしまったのですが、やはり契約内容は20万円以下の軽微な修繕に関してはという契約があります。クアハウス津南に限らず、いろんな所でそういう契約をしているわけですので、今後、なあなあにならないように、この辺りはやはり契約をきちんと履行していただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

御指摘いただきまして、ありがとうございます。議員おっしゃるように、当然この原則に基づいたかたちでお話は今後はさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど言いましたように、いろんなその時々々の事情がありますので、十分協議したなかで原則に基づいて実施をさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

1点だけ、なじょもの123万8,000円の公園管理料。竪穴式住居の改修、賃金、これは今になって急に浮いてきた話ですけど、普通だったら、新年度当初予算で計上すべきことであると思うし、これを改修をして、また冬を越すことができないからそうなるのか。どこにこれを委託するのか。確か公園管理はシルバーセンターでしたか。そこら辺がちよっと今頃になって何をするのかというのが分かりませんので、詳しく説明をお願いします。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

農と縄文の体験実習館 12 節の委託料 123 万 8,000 円ということでございます。こちらにつきましては、当初から、先ほど申し上げました、いろいろな水田、畑、あるいはなじよものの公園、遊歩道、その他もろもろのものの管理委託料ということで、議員御指摘のようにシルバー人材センターのほうに委託しています。そのなかで、先ほども申し上げましたけれども、今年については堅穴式住居が、これも予定はしておったのですが、特にここについていただける作業員、例えば、当初は 4 人 5 人ということだったのですが、萱すきが本当に時間が掛かって、とても予定をしていた 4 人 5 人では無理だということでシルバー人材センターのほうからもそういった相談もあり協議するなかで、更に人数をそこに増やしていったということで、その部分がかかり萱すきの作業量、時間、こういったものが増えたということで、その部分を今回増額をお願いするというかたちにはなっています。

議長（恩田 稔）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

何棟、二つでしたか。建屋は二つありましたか。一つでしたか。でも、今の話によると、もう既に終わったのではないかなと思うのですけれども、そうではなくて、これからやるということでもいいですか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

もう少し棟数はあったような。確認をできず申し訳ないです。1 棟や 2 棟ではなくて、特に今、今年のものが一番大きなものなことなので、たまたまなのですから、それを 7 年ぶりに今回やるということなものですから、普通よりもかなり大きいもので非常に時間が掛かったり、すきの量も掛かったりということで、想定よりもかなり。それでは想定が甘かったのではないかと言われればそうなのかもしれませんが、その分は予算見ておったのですが、それよりも時間が掛かってしまった、作業量が多くなってしまったということでございます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

(1番) 滝沢元一郎

3点ほどお願いいたします。

一つは、企画費の臨時事務雇いのことなのですけれども、これはふるさと納税の係ということで、これはどんな仕事を指示されるのでしょうか。1点目。

それから2点目は、農林振興課の農業費の中の土地改良の経常賦課金の補助金なのですけれども、12か所の基盤整備の調査が今進んでおることは分かっていますが、その調査が終わって、その調査にどのくらいお金が掛かったから、そのうちのこれだけを補助するということなのでしょうか。調査段階ですので、まだ経常賦課金等は発生しないということなのですけれども、その仕組みはどうなっているのか、もう一度、お聞かせ願いたいと思います。

それから、巻下の土木費なのですけれども、ポンプの入替えなのですが、工事はいつ頃行われる予定でしょうか。

3点、お願いします。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (鈴木正人)

まず、ふるさと納税の関係の会計年度任用職員の関係ですけれども、賃金として盛りさせていただいているのが10月からの半年分ということで計上させていただいております。ふるさと納税については、非常に件数が多く入ってくるところでございます。どうしても、ふるさと納税を出していただける事業者さんとのところの連携が必要になってきます。それと、適切なかたちでやらせてはいただいているのですが、どうしてもクレームと申しますか、「注文したものが違っていましたよ。」とか、あるいは「実は、こういう納税をしたんだけど、こういう対応をしてほしいんだ。」とか、様々な要望ですとか個別の対応というのはどうしても電話等でしていかなければいけないことになっていきます。そういう本当に一つ一つは細かなものなのですけれども、きめ細やかな対応をしてまいりたいということで、どうしても今現状の年度の中でと職員を増というところがなかなか叶いませんので、この会計年度任用職員をもって対応させていただきたいというものでございます。また、礼状等もきめ細やかなかたちでやってまいりたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

農林振興課長。

農林振興課長 (太田 昌)

土地改良区の経常賦課金の補助ということでございます。土地改良区の経常賦課金なのですけれども、調査設計の段階から経常賦課金が発生するというので、12地区につきましては、土地改良区さんを含めまして、こういうかたちで経常賦課が掛かりますよと、調査設計の段階から発生しますということで、令和4・5・6年度、経常賦課金が発生して、実際、令和7年度から工事が入ります。そこには、また改めて換地の面積で確定して経常賦課が掛かるといふかたちになりますけれども、国営で基盤整備をした時には、経常賦課金が掛かっていなか

ったということもありまして、その辺の整合性を図る意味でも、今回、経常賦課を掛けるということで土地改良区さんの理事会で決定されたそうなのです。その辺のバランスを取るというかたちで、今回、基金を取り崩して経常賦課のほうへ補助させていただきたいということになります。

議長（恩田 稔）
建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

巻下地内の消雪パイプ井戸のポンプ交換についてでございます。これは、県から修繕をしていただくのですが、うちのほうに予算がなかったものですから、今回、補正をさしてもらいました。この議会を経た後に業者と契約して、これから事業を進めるということですので、日にちにつきましてはまだ決定しておりません。業者が決まったり、日時がはっきりしましたら、また地元の方に御連絡したいと思います。

議長（恩田 稔）
1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎
分かりました。

それでは、土地改良区の経常賦課金なのですが、今年度発生したということで、経常賦課については幾ら発生したのでしょうか。その結果、補助金が何割ぐらいで 247 万 2,000 円につながったのか、お伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）
農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

経常賦課なのですが、一反歩当たり 2,400 円になりまして、12 地区ですと 103ha 分になります。

議長（恩田 稔）
6 番、江村大輔議員。

（6 番）江村大輔

1 点、企画費の、先ほどの会計年度任用職員のところでの確認をさせていただきたいのですが、この業務を行うのは会計年度任用職員が行うのか、それとも、今の職員がその分を担うのかというのをお聞かせください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

説明が不足していて申し訳ございませんでした。基本的には、正規の職員が中心になって動きたいと思っております。一般質問の中でも答弁をさせていただきましたとおり、ポータルサイトを増やす予定で向かっているところです。ほぼ確実に納税額が増えてくると見込んでいるところでございます。そこら辺への対応をするためにというところで、今回、会計年度任用職員を任用させていただくところでございます。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

大きな収入源になるかなと思うので、逆に、正規の職員の方が集中できるように、業務分担をこう変えて、会計年度任用職員の方が初めての方だったりするよりかは、専門的になるように業務をまた考えていただいたほうが今後にとっても良いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

総務課、業務が非常に多岐に渡っているので、細々としたものをかなり1人の職員を持っているところでございます。ふるさと納税は本当にきめ細やかな対応が求められているところで、お話のとおりと思っております。しっかりした対応がとれるように、どういう業務分担が良いのか、本当によく考えて対応してまいりたいと思います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第45号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第45号について採決いたします。

議案第45号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立9名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 46 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 46 号について採決いたします。

議案第 46 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 47 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 47 号について採決いたします。

議案第 47 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

認定第 1 号 令和 3 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7

認定第 2 号 令和 3 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8

認定第 3 号 令和 3 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 9

認定第 4 号 令和 3 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 10

認定第 5 号 令和 3 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 11

認定第 6 号 令和 3 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 12

認定第 7 号 令和 3 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 13

認定第 8 号 令和 3 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（恩田 稔）

認定第 1 号から認定第 8 号についてまで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和3年度決算の認定について、認定第1号から認定第8号まで一括して御説明を申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に大きな影響を受けた1年となりました。

新型コロナウイルス感染症は、全国に感染が広がるとともに、感染の波が来るたびに、その規模が大きくなり、首都圏を中心とした感染拡大地域では緊急事態宣言が再度発出され、また、各地でまん延防止等重点措置の適用も行われました。これにより、施設の利用や移動の制限、飲食店の時短営業などが行われ、社会経済活動に大きな影響を与えました。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種が進められるなかで、1年遅れで2020東京オリンピック・パラリンピックを開催するなど、感染症対策をとりながら、少しずつ社会経済活動を活性化する動きも始まりました。

町でも新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、感染症対策、経済対策などを協議、実施してまいりました。そのなかで、新型コロナウイルスワクチン接種については、実施当初には予約方法等で混乱もございましたが、その後は町民の皆様の御協力もあり、追加接種も含め、円滑に接種を進めさせていただきました。

町の主な行事については、令和2年度の成人式を令和3年5月にオンラインで開催、令和3年度の成人式を令和4年度に延期、ひまわり広場を中止、津南まつりを津南まつりウィークとして開催、津南雪まつりについても、大幅に内容を見直して開催するなど、感染対策に重点を置くなかでできることを検討し、事業を進めてきました。

コロナ禍による経済の停滞から、年末からの原油高騰などから町民生活にも大きな影響が出るとともに、経済活動においては、特に飲食店、宿泊業、観光産業などが移動制限や大人数の会食の自粛などの影響で大きな打撃をこうむりました。

町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、コロナ禍の影響を受けた社会的弱者等への給付金や、地域経済を回すための消費拡大キャンペーン補助事業等を実施するなど対策を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を願いますとともに、引き続き対策を進めてまいります。

さて、町長選挙において、町民の皆様の厳粛な信託を賜り、二期目として、町政運営を担わせていただくこととなりました。町民の皆様の日々の生活を守る、将来の津南を作る人を育てるというこの二つの理念を基に、これからも町政の舵取りをしっかりと担っていきます。引き続き、議員各位、町民の皆様の御指導、御協力をお願い申し上げます。ここに、令和3年度の決算の概要について報告をいたします。

一般会計の歳入につきましては、個人住民税は減少でしたが、法人住民税が法人の分社化により増加し、固定資産税では新型コロナウイルス感染症による減免制度があったことから減少したものの、町税の収入済額は11億1,724万円となり、対前年度比3.8%の増という状況でありました。

主な内訳としましては、町民税では、個人の納税義務者の減少により個人住民税は減少とな

りましたが、法人住民税は、法人の分社化により法人税が増加したことから、住民税全体としては11.6%の増となりました。

固定資産税では、新型コロナウイルス感染症による減免制度により1.5%の減でした。

軽自動車税は、令和元年から税率変更や環境性能割の導入により0.9%の増となりました。

町たばこ税は、消費本数は横ばいでしたが、増税により8.6%の増となり、入湯税は、コロナ禍ではありましたが入込客数が多少増加したことにより、前年度比67.4%の増となっております。

次に、令和3年度の主な事業の成果について申し上げます。

総務課関係では、ふるさと納税につきましては過去最高となる1億9,978万2,180円を、企業版ふるさと納税につきましては600万円の御寄附をいただきました。町の取組の浸透が一步一步進んでいることとコロナ禍での巣ごもり需要も追い風となったものと思われます。

町の計画としましては、国の過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことを受け、自律に向けた持続可能な地域社会の形成と地域資源を活用した活力向上のため、津南町過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。

地域の活性化に必要な施策の推進や住民の生活支援、地域ブランドのPRなどを行う地域おこし協力隊を6名設置するとともに、集落点検、話し合いを実施し、集落の維持、活性化を図る集落支援員を1名設置しました。

感染拡大の防止及び接触機会の削減のため、各種会議などがウェブによる開催に変わったことに対応し、庁舎内のWi-Fi環境を更新整備させていただきました。

防災力の強化として、十日町地域広域事務組合と連携し耐震性貯水槽の設置、小型動力ポンプの更新、消防団の装備充実を図りました。

また、湯沢砂防事務所の主催で大規模土砂災害を想定した合同防災訓練を開催しました。今冬の豪雪により集落施設の除雪、原油高騰による燃料費や電気料などの集落負担が増加したため、集落に対し支援金を支給しました。

次に、福祉保健課関係では、まず、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制の確保と接種事業を進めさせていただきました。

このほかに、高齢者施設の入所者及び従事者のうち行政検査の対象とならない方を対象とするPCR検査や発熱者対策として高齢者インフルエンザワクチンの無償化を行う一方、敬老式、健康まつりは、令和2年度に引き続き中止をさせていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症で様々な影響を受け負担が増えている方に対し、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯等生活支援給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、原油高騰に伴う灯油購入費助成金、新生児特別定額給付金等の支給を行うとともに、新型コロナウイルス感染症により収入減となった方に対し、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を行いました。

感染症対策の施設整備補助金として、津南病院に陰圧コンテナ設置などの整備を行いました。

新型コロナウイルス感染症関係以外としましては、社会福祉関係として、地域社会を取り巻く環境が変化するなか、福祉ニーズの多様化、複雑化に対し、様々な主体と連携しながら、子ども、高齢者、障害をお持ちの方など、全ての町民の暮らしと生きがいを地域と共に支え、作っていく、地域共生社会の実現に向けて施策を進めてまいりました。

障害者福祉では、障害を持つ方が自立と社会参加を実現できるよう、相談支援や地域生活支援など、福祉事業者や関係団体等との連携を強化するとともに、必要とされるサービスを的確に把握しながら、サービス提供体制の充実に努めてまいりました。

高齢者対策では、できる限り住み慣れた地域や自宅で住み続けられるよう、緊急通報装置の設置による安否確認や食事の提供サービスによる生活支援など、各種サービスの提供を引き続き実施するとともに、地域の住民活動やボランティア活動を支援するなど、住み慣れた地域で安心して生活できるよう努めてまいりました。

保健関係では、町民が健康で明るい日常生活を送れるよう、健康づくりの啓発に努めるとともに、病気の早期発見、早期治療につなげるために健康診断や各種がん検診等を実施するとともに、保健師による訪問活動を実施してまいりました。

子育て支援、少子化対策の関係では、子どもの医療費助成において、入院医療費の無償化など、子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、子育てに係る総合相談窓口として、健康班内に津南町子育て世代包括支援センターを開設いたしました。

また、妊産婦医療費、特定不妊治療費の助成や産婦健診助成、乳児への産後ケアサービスの助成等を行うなど、子育て支援、少子化対策の充実に努めてまいりました。

国民健康保険では、一般会計からの赤字繰入について計画的な解消が求められており、激変緩和に配慮しつつ、令和3年度の保険料を引き上げさせていただきました。医療費水準の低さを県への納付金に反映いただけるよう要望するなかで、引き続き安定的な財政運営に努めてまいります。

介護保険は、第8期介護保険事業計画に基づき、町民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステム実現のため、介護予防事業や相談体制、町立津南病院との連携など、切れ目のない包括的な支援体制づくりに努めてまいりました。

後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり運営を行っておりますが、広域連合と連携しながら安定的な運営に努めてまいりました。

次に、農林振興課関係では、町単事業として、近年の異常気象に強い米づくりを推奨するため、水田への堆肥投入に対して助成する土づくり事業を継続することにより、令和3年産一等米比率は83%となり、昨年に比べて大幅な上昇となりました。また、全国的に販売環境が厳しいなかで、津南産米は、これまでの安定した品質、食味等により、一定の評価をいただいております。

園芸品目1億円産地育成に向け、キャベツ、ニンジン、アスパラガス、スイートコーン、一般切り花を重点推進品目として推進し、アスパラガスについては、県補助事業を活用し、約2haの新植を行いました。

農業近代化施設整備では、新規法人等に対して、トラクター、コンバイン、田植機、ブームスプレイヤー、水稻育苗機器、野菜移植機等の農業機械導入の支援を行いました。スマート農業の導入を加速させるため、町単独事業として、スマート農業加速化事業を継続し、スマート農業機械導入補助や農業用ドローンライセンス取得等を支援しました。農業用ドローン7機、直進アシスト田植え機7機、直進アシストトラクター1機、アグリサポート付きコンバイン1機、農業用ドローンライセンス取得者16人など、スマート農業機械の導入が進んでおります。

土地基盤整備では、国・県の補助事業を活用し、赤沢のため池の耐震改修や農村環境整備事

業により、町道5か所や水路9か所、ため池1か所の整備を支援し、農道の安全確保や安定的な通水の確保などを図ることができました。

また、ほ場整備の推進のため、関係機関、団体により組織したほ場整備事業推進チームが主体となり、ほ場整備事業に関する研修会や要望のあった集落への説明会を開催しました。

豪雨や地震などへの防災対策として、国の補助事業を活用し、町内12か所のため池ハザードマップを整備しました。

また、今冬の豪雪による春作業への影響が懸念されたため、農地等の機械除雪や消雪促進剤散布などに対する支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策として、谷内ファームハイツ2室について、共同利用であったシャワー室を単独使用に改修し、また、スマート農業機械導入、農業用ドローンライセンス取得等に対して支援し、感染予防対策や作業者の接触機会の削減、農作業の効率化を推進しました。

また、町内の農産物を利用し加工する6次産業化に取り組む農業者に対し、高騰した燃油費の支援を行い、事業継続を支援しました。

さらに、津南産農林産物の販売促進やPR、津南町の農業の魅力を発信するため、農業関連情報に特化したサイトを整備するとともに、需要が高まっているインターネット販売等の直接販売を加速させるため、農業者等のホームページ構築費用や通販サイトへの農林産物登録費用に対して支援を行いました。

このほか、農業者、農業団体等に対して感染防止対策の徹底と意識の啓発を推進いたしました。

次に、観光地域づくり課関係では、労働関係費として、中高生に町の産業発見塾事業を予定しておりましたが、感染拡大により実施できませんでした。

新しい生活様式のなかで、テレワークや企業の地方移転など大きく取り上げてられていましたが、マッチング会社と企業誘致に関する業務委託を行い、企業誘致の可能性を見いだすことができました。

また、令和2年度から庁舎内の若手職員で検討している移住・定住施策ですが、移住受入れに実績のある企業から助言、指導をいただき、提言書を取りまとめることができました。

新型コロナウイルス感染拡大防止では、飲食店に対し、新潟県特別警報及びまん延防止等重点措置に伴う時間短縮営業等に伴う協力金支給を行う一方、飲食店、安心・安全なお店認証制度の認定を伴う設備導入の上乗せ支援を行いました。

また、小売業、サービス業など、広く販売窓口を持つ小規模事業者に対して、津南町消費拡大キャンペーン補助事業を実施し、事業者自らが企画、キャンペーンへの支援を行いました。

観光事業では、ひまわり広場は中止、大地の芸術祭は延期しましたが、津南まつりとつなぐ雪まつりは規模を縮小して開催し、少しずつ例年の状況を取り戻す動きが始まりました。しかし、感染者数の増減が大きく影響を受けた年でもあり、県の宿泊割引キャンペーンと国のGoToトラベルキャンペーンで秋などは大きく人が動いておりましたが、その後の感染第5波により宿泊予約キャンセルが急増しましたので、キャンセル対応の助成も行いました。

また、原油価格高騰により燃料費が高騰しましたので、温浴施設に対して体質強化事業及び燃料高騰対策に係る経済対策を行いました。

まちづくり関連では、観光地域づくり法人の在り方を検討するべく、法人設立準備会を一昨

年から立ち上げ、建策案を提出していただきました。法人設立は予定より遅れておりますが、内容について精査するなかで、引き続きどういった体制が可能か検討してまいります。

また、まちなかオープンスペースでは、地域住民から機能面での検討をするワーキンググループなど依頼し、その趣旨に基づいて実施設計をさせていただいたほか、広報紙等を通じて進捗状況を周知してきました。今年 10 月に開館する予定となっております。

次に、建設課関係では、国県道事業として、国道 117 号灰雨改良整備事業は、令和 3 年度に用地物件補償が完了し、令和 4 年度トンネル掘削工事が着手され、国道 405 号の歩道整備事業は一部工事が完了し、用地物件補償が継続して進められております。

国道 405 号見玉から前倉間の拡幅改良工事、防雪工事、清水川原地内の災害防除工事が継続して進められており、県道加用今新田津南停車場線赤沢地内で改良工事が完了し、県道秋山郷宮野原停車場線逆巻地内で改良工事が進められ、県道結東上郷宮野原加用地内で用地物件補償が進められております。

河川関係では、砂防事業で、中津川床固工群、芦ヶ崎地内の石黒川砂防工事の継続。河川改修事業では、信濃川河川整備の巻下、小島、押付地区ほか 2 地区で堤防工事が着手され、他 5 地区については、測量、詳細設計、用地物件補償が進められております。

町道改良関係では、継続 2 路線、新規 1 路線、舗装修繕 2 路線、防雪工事 1 路線、防災工事 1 路線を完了しました。

防雪事業としては、除雪タイヤドーザを購入しました。

簡易水道事業では、大割野地内ほか 1 地区の水道管布設替工事及び減圧槽新設工事を行い、下水道事業、農業集落排水事業では、管渠布設工事を 2 地区及び津南浄化センター脱水機更新工事を行いました。

また、住宅新築に伴う公共柵設置工事を行いました。

災害復旧関係では、農地農業用施設災害復旧工事 1 件の復旧工事が完了しました。

次に、教育委員会関係、子育て教育全体では、津南町教育大綱及びこれまでの教育課題等を踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年に係る津南町教育振興基本計画、(第 2 期計画)を策定し、今後の推進すべき施策の基本方針、重点的取組、推進指標等をお示しました。

育ネットつなん関係では、町内関係組織・団体等と連携し、様々な活動を展開するなか、令和 3 年度は家庭における生活習慣、特にメディアコントロールの観点から、子どもへのスマホの悪影響を防止するため、保護者にも自発的な取組を促すことで、家族間での対話、コミュニケーションの時間の確保に努めました。

保小連携の取組では、子育て連携専門員や臨床心理士の配置により、保育園・小学校の連携と支援児の切れ目ない養護と教育の連携を図りました。

学校教育に係る人的な環境整備の取組では、複式対応講師や学習支援員などの配置、不登校対策として適用指導教室指導員や訪問相談員の継続配置、教職員の資質向上を目的に管理指導主事を引き続き配置しました。また、外国指導助手 2 名を採用し、児童生徒の英語教育の充実を図りました。

保育園関係では、ひまわり保育園増築棟工事が二度の入札の結果、不落となり、工事が実施できない状況となりました。

また、近年の夏場の猛暑や新型コロナウイルス感染状況を鑑み、こぼと保育園 3 歳児室及び上郷保育園未満児・3 歳児室にエアコンを整備したほか、より安全・安心な保育園運営を担

保する観点から、園児等濃厚接触者の PCR 検査を早期に実施し、園内での感染症拡大防止に努めました。

また、国の保育士等处遇改善臨時特例交付金を活用し、会計年度任用職員の保育士の賃金改善を図りました。

学校関係では、国が進める GIGA スクール構想の更なる構築に向け、昨年度に引き続き、小中学校の普通教室に電子黒板を配備、ICT 環境の拡充に努めました。

新型コロナウイルス感染症対策では、児童生徒等濃厚接触者の早期 PCR 検査を実施したほか、音楽活動への感染症抑制対策として、小中学校全ての音楽教室にエアコンを整備いたしました。

修学旅行を急遽キャンセルせざるを得ない場合のキャンセル料金についても補助を行い、保護者の経済的な負担軽減に努めました。

社会体育関係では、ウィズコロナの観点から、新型コロナウイルス感染症予防対策をしっかりと講じるなか、NPO 法人 TAP 等との協働のもと、各種講座や教室、スポーツ大会など、可能な限り実施しました。

町公共施設関連の新型コロナウイルス感染症対策では、町公民館 3 階和室、視聴覚室、旧外丸小学校及び津南小学校体育館に網戸を設置し、換気の徹底による感染拡大防止に努めました。

文化財関係では、旧中津小学校の埋蔵文化財センター建設に伴う校舎棟 2 階 3 階の改修工事を実施しました。令和 7 年度の開設を目指して今後も着実に整備してまいります。

苗場山麓ジオパーク事業では、令和 4 年度の再認定に向けて、住民参加型の活動を基本とし、子どもたちの教育活動やプロモーション活動の強化、ジオガイドの育成など、ジオパークライセンスのクオリティがより一層高まる取組を行いました。

ハード事業としては、中津川左岸散策道の開削、サイト開設看板の張替え、自然保護看板の設置等を実施したほか、ソフト事業では、ジオパークに係るフォトコンテストや自由研究コンクール等を実施しました。今後も再認定に向けて、更に栄村との連携を図ってまいります。

最後に病院事業会計では、院外に陰圧ハウスを設置し、院内ではトイレ改修など、感染症対策を順次整備し、安心して受診できる、そして入院できる医療を提供してきました。

また、内科・小児科による発熱外来の実施や新型コロナワクチン接種への協力に年間を通じて尽力してまいりました。

一般外来では、糖尿病生活習慣病内科及び総合診療内科を新たに設置し、住民の医療ニーズに応えた外来診療を行い、病棟では、他院や施設と連携しての入退院支援や地域包括ケア病床を活用した在宅復帰支援を実施しながら、症状に応じた適切な病床管理に努めました。

訪問看護ステーション、通所リハビリテーションでは、年々利用者が増加しており、また、在宅支援病院としての機能を強化しながら、包括的な在宅医療を進めてまいりました。しかし、医師をはじめとする医療従事者の人員不足に加え、新たな感染症対応による負担は大きく、職員の確保、充足が喫緊の課題として捉えています。関連病院や行政機関、大学等への招致活動を積極的に行い、常勤医確保の取組を強め、また、研修医や専攻医に学びの場を提供しながら、医師・看護師等から選ばれる病院を目指していきます。

病院の収支については、令和 3 年度の病院事業会計決算では、一般会計補助金は 2 億 9,808 万 6,000 円で、前年度比マイナス 6,517 万円となり、うち病院運営費を 2 億 7,166 万 9,000 円

とし、843万9,000円の黒字決算といたしました。今後も津南病院が将来にわたって住民の医療に対する期待に応えていけるよう、更に町財政からの繰出額をできる限り圧縮できるよう、財政健全化に向けた取組を検討・実践し、引き続き経営改善を図ってまいります。

以上、令和3年度の決算報告に当たり進めてまいりました施策の一端を申し上げます。町は、人口減少、少子高齢化が進み、さらに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面しておりますが、経済を立て直し、町民の皆様が安心して住み続けられるように、そして、住むことが誇りに思えるように、職員一丸となって精一杯様々な事業に取り組んでまいりました。

令和3年度決算について、十分なる御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

会計管理者。

会計管理者（村山詳吾）

それでは、令和3年度決算の御審議をいただくに当たりまして、私から総括的な御説明を申し上げます。

まず、地方自治法の規定する会計管理者における議会提出の法定資料でございますが、津南町各会計歳入歳出決算書、各会計実質収支に関する調書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、基金運用状況調書を含む財産に関する調書、以上の4項目を冊子にまとめております。このほか参考資料といたしまして、病院事業会計を除く各会計の決算の状況について歳入歳出決算参考表にまとめてありますので、御覧いただきたいと思います。なお、会計ごとの数値の読上げは省略させていただきます。

最初に、病院事業会計を除く一般会計・特別会計の総額について報告いたします。歳入総額は、123億999万9,555円で前年度対比98.6%。歳出総額は、116億659万8,254円で前年度対比96.0%でした。繰越額全体では、7億340万1,301円でしたが、繰越明許費繰越額がありましたので、実質収支の総額は、5億9,947万1,854円となりました。歳出総額約116億円に占める各会計の比率を見ますと、一般会計66.7%、介護保険特別会計14.9%、国民健康保険特別会計7.6%、下水道事業特別会計6.1%、農業集落排水事業特別会計2.5%、簡易水道特別会計1.1%、後期高齢者医療特別会計1.1%となっております。歳入総額についても、各会計別にその占める構成比率は、ほぼ同様となっております。一般会計から特別会計への繰出金の割合を見ますと、農業集落排水事業特別会計歳入82.9%、下水道事業特別会計34.2%、後期高齢者医療特別会計29.1%、介護保険特別会計15.8%、簡易水道特別会計12.0%、国民健康保険特別会計9.2%となっております。その総額は、約9億2,387万円となり、一般会計歳出総額の11.9%を占めることになりました。また、病院事業会計へは、繰出金ではなく補助金で支出しております。これを含めると、総額で12億2,196万円余りとなり、一般会計歳出総額の15.8%を占めることになりました。

次に、基金の管理運用について報告いたします。資金の涵養と運用管理の指針として、地方自治法、同実務提要及び町公金運用方針があります。令和3年度においても、これに基づき、確実かつ効率的な管理運用に努めてきました。その結果は、歳入歳出決算参考表

の 35 ページのとおりであります。積立取崩しを集計しますと、基金総額は 27 億 5,109 万 6,913 円となっております。なお、運用益は、基金条例で定める直接の事業へ充当した額を差し引きまして、203 万 3,287 円となっております。

次に、財産につきましては、決算書 267 ページ以降の財産に関する調書に記載しているとおりです。

本決算に当たり、現地監査を含め 3 日間の決算審査をいただきました。

細部につきましては、合同常任委員会にて各課長から説明申し上げますので、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

決算監査意見書については、事前に配布されているため、朗読は省略いたします。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から 9 月 15 日まで休会とし、13 日、14 日は委員会審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から 9 月 15 日まで休会することに決定いたしました。

9 月 16 日は、定刻の午前 10 時より開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 2 時 16 分）—